

旭川市立緑が丘中学校 いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和8年4月 改定)

【目 次】

はじめに	…	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2 市立学校の責務		
3 いじめの定義等		
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	…	8
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 いじめ防止等の対策のための組織の設置		
4 いじめの防止		
5 いじめの早期発見		
(資料) いじめ発見・見守りチェックリスト	…	12
(資料) 主な相談窓口	…	14
6 いじめへの迅速かつ適切な対処		
7 いじめの解消		
(資料) 早期発見・事案対処マニュアル		17
8 家庭や地域，団体との連携		
9 関係機関との連携		
10 重大事態への対処		
(資料) 不登校重大事態に係る対応フロー		21
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表		
12 学校いじめ防止プログラム	…	23

はじめに

本校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」といいます。）の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」といいます。）等を参考に、平成26年4月に「旭川市立緑が丘中学校いじめ防止基本方針」を定め、以来、同基本方針に基づきいじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決に向けた取組の推進に努めてきました。

令和7年度の本校におけるいじめの状況につきましては、いじめ被害生徒の保護者といじめの被害・加害でもない生徒の保護者からの情報提供があり、当該生徒からの聞き取り調査内容をいじめ対策組織で検討し、その32件についていじめと認知しました。その内容は、「冷やかしかからかい」、「悪口」、「SNS上でのトラブル」でした。32件のうち24件については、認知から3か月で解消しています。残りの8件については、2月に発覚のため年度を越えて3ヶ月の経過観察を行っているところです。（R8年4月時点）

一方、いじめの未然防止に向けて、生徒一人一人がいじめの問題と真剣に向き合う時間や、外部講師を招いてSNS上での誹謗中傷の具体例について学び考える時間、生徒会が主体となったいじめ根絶に向けた標語の募集・掲示等、「いじめは絶対に許されない」という認識を高める教育活動を推進してきました。

令和8年度の本校の重点目標は、「想いをカタチにできる生徒の育成」です。その具体として、「深く考え正しく判断し、認め合う意識を高める心の指導」を充実させていきます。他者の立場を理解し場に応じた言動を意識させ、責任感・自己有用感を育成していきます。

教育推進の基本方針として、①全領域を通じた「心を育てる教育」の中で、生徒同士に認め合う意識を醸成させます。②教職員による「居場所づくり」、生徒同士による「絆づくり」とおして自己有用感を獲得させます。③生徒会活動を全教職員で後押しし、「あいさつ」「けじめ」「学び合い」+「いじめ根絶」で楽しい学校づくりに参画します。

指導の重点として、①道徳的判断力・心情を基礎とした道徳的实践力を育成します。②自発的な活動と社会性を育てる特別活動を充実させていきます。③基本的な生活習慣の確立と規範意識を育てる生徒指導を充実させます。④健康で安全な生活を営む能力と態度を育てる健康・安全教育の充実を図ります。

いじめへの対応について、本校では、「未然防止策」「早期発見」「正確な認知による被害者の心に寄り添った対応」「3か月での解消」の4本柱に据え、生徒や教職員等のいじめ根絶への願いを実現するために、また、令和6年に改定された旭川市いじめ防止基本方針を受け、学校・教育委員会といじめ防止対策推進部が一体となったいじめの防止等の対策を踏まえ、本校のいじめ防止基本方針を改定しました。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、本条項に則りいじめ防止等の取組、生徒がいじめを受けていると思われるときの適切かつ迅速な対処を、校内いじめ対策推進委員はもとより全教職員で協力して遂行していきます。さらに、市長が実施するいじめの防止等のために対策に協力するために、いじめを受けていると思われるときには迅速に市の対策組織と協力して対処プランの作成等の対応を行っていきます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や生徒、地域の方々へいじめに対する認識、倫理観について共通理解を図る手立てを講じていく。また、生徒会を中心に生徒が主体となったいじめ撲滅運動の実施やいじめ防止基本方針の作成などを進めることで、生徒にいじめに対する心構えを養っていく

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行う。
- ② 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童（生徒）の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- ③ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童（生徒）が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ④ 児童（生徒）の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童（生徒）に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童（生徒）が被害児童（生徒）としてだけでなく、加害児童（生徒）としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

- ⑤ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童（生徒）が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- ⑥ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童（生徒）の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑦ 児童（生徒）が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童（生徒）については、日常的に、当該児童（生徒）の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童（生徒）に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童（生徒）の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童（生徒）の意向を十分に配慮した上で、児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- ① いじめは、児童（生徒）同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童（生徒）だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- ⑤ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童（生徒）の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童（生徒）が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑥ 児童（生徒）の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童（生徒）といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

○アの要件に関して

「相当の期間」とは少なくとも3か月を目安とする。「相当の期間」が経過するまではいじめを受けた生徒の見守りとともに、加害生徒との関りなどを学校全体で見守っていく。また、行為が止んでいない場合の対応などについて、3か月の目安に捉われずに、市基本方針を参酌して整理し、改めて解決に向けた相当の期間を設定した上で必要な措置を講じていく。

○イの要件に関して

いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認することや、対処プランの策定と確実な実行、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、日常的に当該生徒を注意深く観察していく。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

昨年度は、インフルエンザの猛威などで学級閉鎖が度重なるも、全学年で体育大会を実施するなど、滞りなく教育活動を行った1年となりました。学校では、旭川市のいじめ防止条例の施行のもと、いじめの防止対策にこれまで以上に積極的に取り組みました。生徒会による「いじめ撲滅集会」や「ドリームクローゼット運動」といった生徒が主体となった人権意識を高める取組や、生徒の心のケアを図る教育相談の充実などに取り組みました。

いじめアンケートにおいて「嫌な思いをしたことがある」と回答した生徒がおり、一部の生徒に思いやりを欠ける言動やSNS上での友達への誹謗中傷が見られる場面がありました。

昨年度の傾向として、1対1または複数対1での友達へのからかいや、SNS上での友達の悪口を発信する事例が複数回みられました。学校評価の生徒アンケート「いじめをしない・させない・許さない学級・学校づくりに協力できましたか」の結果は、そう思う＝82%、まあまあ思う＝15%、あまり思わない＝1%、思わない＝2%でした。「悩んだり、困ったりすることがあったとき、まわりの人に相談できました（できます）か」の結果は、そう思う＝57%、まあまあ思う＝28%、あまり思わない＝10%、思わない＝5%でした。この結果から、あらゆる教育活動を通じて、SOSを発信する力を育てていく必要があります。特に、人権教育を通じて人権を尊重することの重要性を認識させるとともに、自分に適した方法でSOSを発信するシミュレーションを行いたいと考えています。

全ての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりうる、誰もが加害者にも被害者にもなりうる」という認識をもち、教育活動や教育相談等を推進することはもとより、生徒会が主体となった「いじめの未然防止」や「いじめの撲滅」に向けた取組の更なる充実を図っていきます。

令和8年度も、毎週定例のいじめ対策会議を中心に日頃の生徒の見守りや人間関係の状況の交流を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、学校の全教職員で「いじめ見逃しゼロ」を目標に法に基づいた積極的ないじめ認知に取り組んでいきます。

さらに、市の専門的組織との連携も図り、警察によるSNS非行防止教室や人権擁護委員による人権教室を開催し、「いじめは許されない行為である」という意識付けの中でいじめの未然防止に努めてまいります。

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 生徒が傍観者とならず、教師や保護者などへの報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

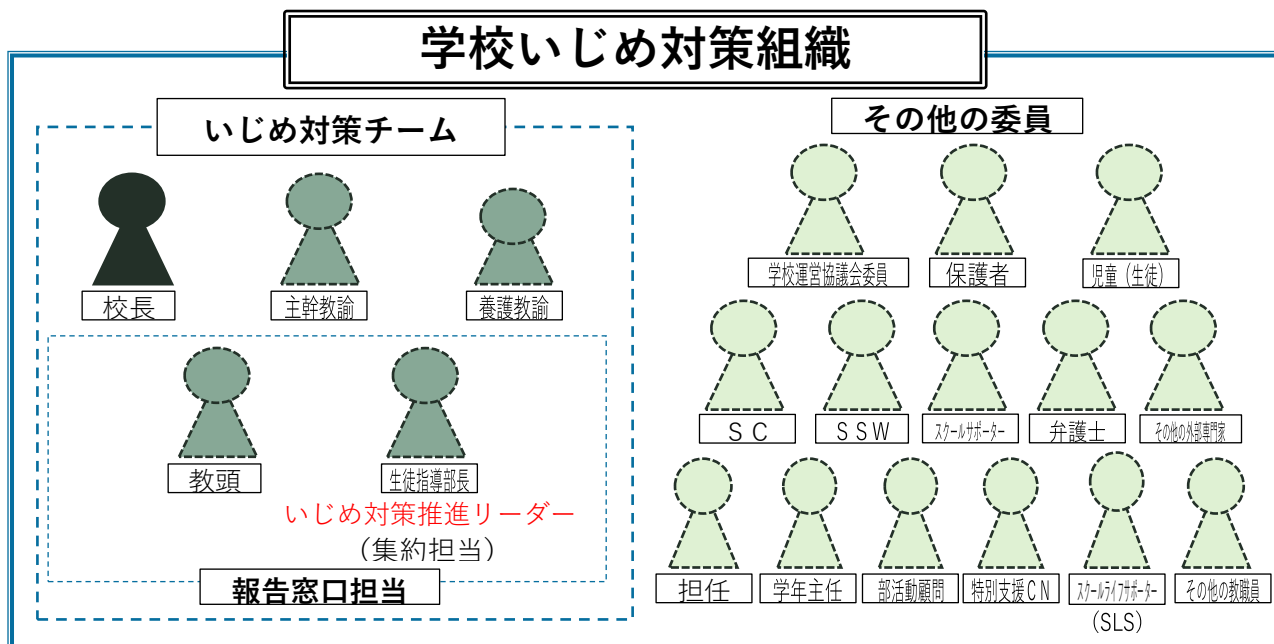
本校では、既に継続 10 年近くに及ぶ生徒会中心のいじめ撲滅活動「緑中ドリームクローゼット」をもとに生徒が主体となったいじめ防止の取組を推進していきます。また、旭川市生活・学習 Act サミットへ参加し、旭川市全体での生徒が主体となったいじめ防止の取組に意識を高めていきます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができるよう、法に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置しており、校長・教頭の管理職をリーダーとした「いじめ対策チーム」が中心となり、対象となるいじめ事案ごとに対応策を検討するよう組織体制を整備しております。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家や、今年度から新設したスクールライフサポーター（ほっとルーム支援員）を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ) いじめが解消に至るまで、いじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画や、計画的な実施を行う役割

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを行う役割

エ) 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議を月1回以上開催し、その内容を記録し、整備・保管する役割

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校のいじめ対策について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 _____ 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… []
- 教職員のそばにいたがる。…………… []
- 登校時に、体の不調を訴える。…………… []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… []
- 交友関係が変わった。…………… []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… []
- 視線をそらし、合わそうとしない。…………… []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… []
- 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… []
- けがをしている理由を曖昧にする。…………… []

授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。…………… []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… []

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… []
- 一人で下校することが多い。…………… []
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… []
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… []
- 部活動の話題を避ける。…………… []

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立緑が丘中学校

電話 0166-65-6367

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロななのひゃくとおぼん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆旭川市こども家庭センター

<電話番号> 0166-26-5501

<受付時間> 平日 8:45～17:15

<子どもSOSチャット相談>

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/280/d078902.html>

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラー・ほっとルーム支援員（SLS）への相談も受け付けています。
緑が丘中学校 相談室直通電話 0166-66-7799

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校 いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

(2) いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ③ いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ④ 必要に応じて、校内教育支援センター支援員、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童（生徒）への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を進めます。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ・学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会を窓口とし、各学校との緊密な連携の下、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、こども・女性・若者未来部こども安心課、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

随時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係把握の方策を協議
・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定 等

説明

被害児童生徒及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処
・被害児童生徒等への支援
・加害児童生徒等への指導助言
・被害児童生徒の保護者への定期的な情報提供
・対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、
被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・3か月以上経過後、解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等、
再発防止に向けた取組の継続

認知後の対応

解消とその後の見守り

把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

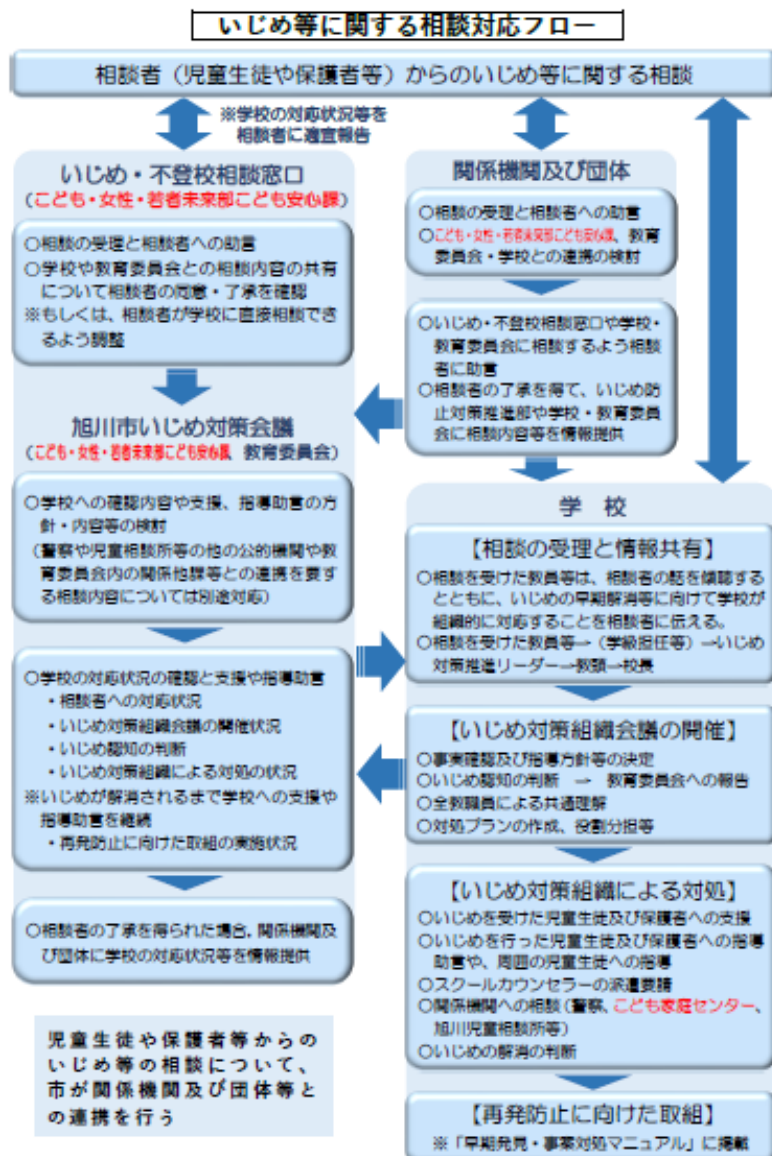
学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、参観日等の保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

9 関係機関等との連携



10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

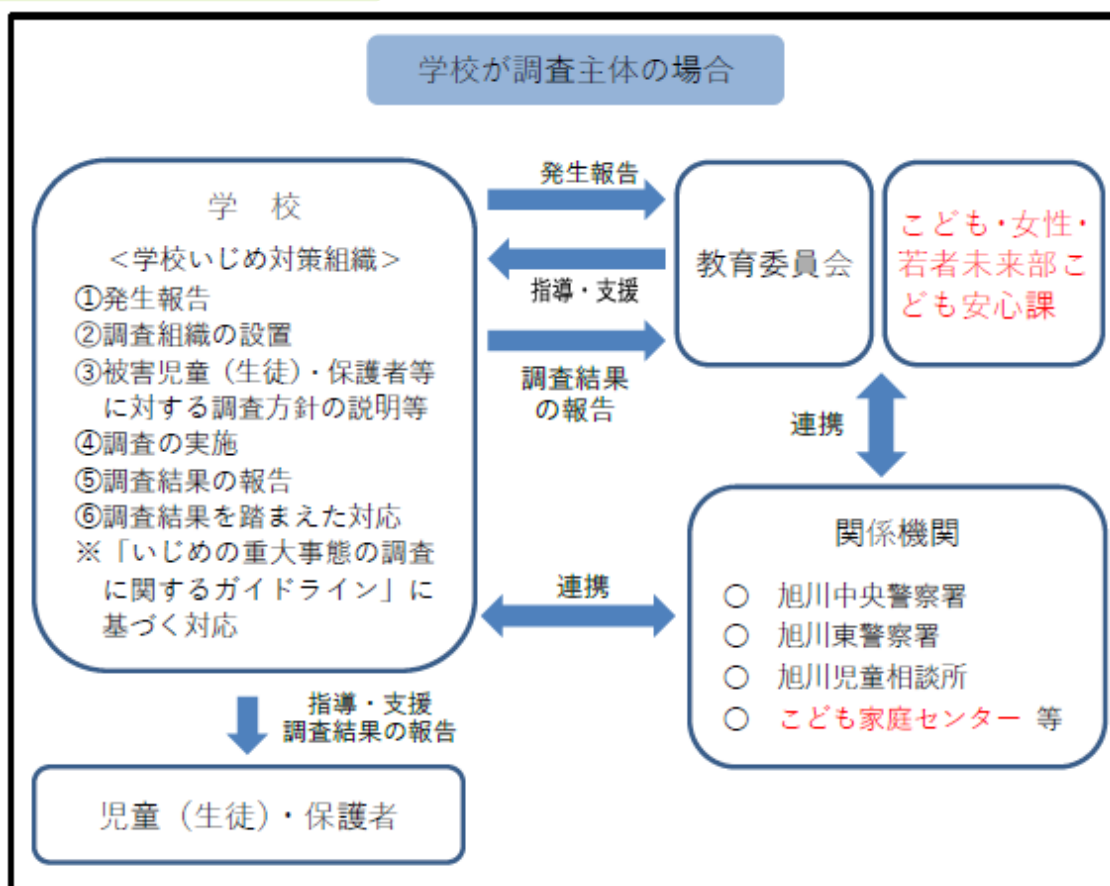
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校における重大事態の対処

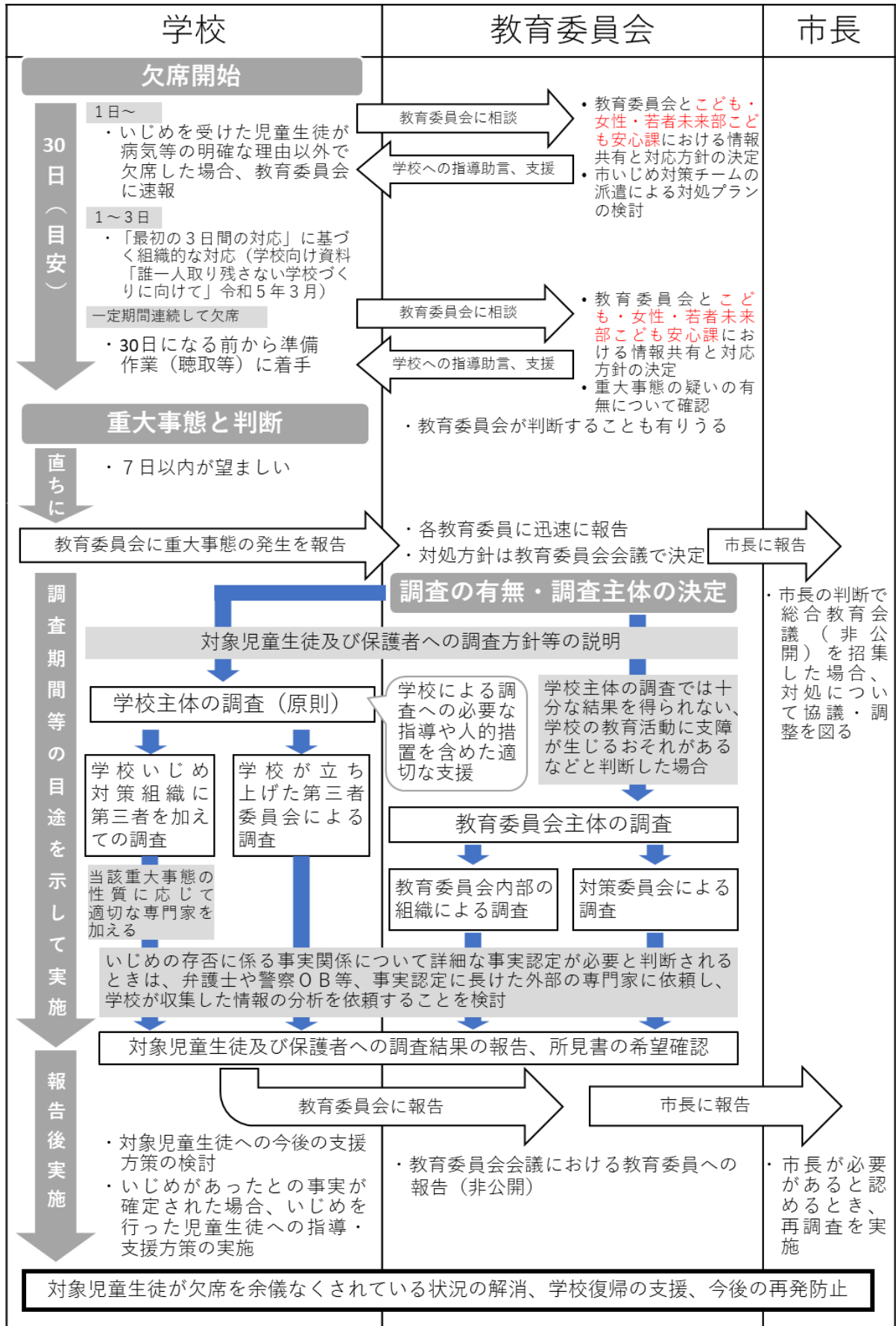
- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- ④調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応


不登校重大事態に係る対応フロー




11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表


本校では、条例や市基本方針、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改訂や、自校のいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を策定または変更したときは、速やかにこれを学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。さらに、入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明します。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容検討 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール、ふれあい活動 <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する ○教育相談（全学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者への説明内容検討 ・学校ホームページ等での公開 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ・いじめ防止対策研修会の還流報告 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談（アンケートを受けて） 
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（生徒版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針生徒版の説明 ○警察と連携した SNS 等のトラブルに係る非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○ストレスチェックの実施 ○生徒が主体となった未然防止の取組 ○中連生活部 6 月研への参加
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日での学校いじめ防止基本方針の説明 ○いじめ防止対策リーフレット作成・配布 ○保護者面談 ○三者面談 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の HP 公開 	

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習 Act サミットへの参加 ○人権擁護委員協議会による人権教室 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習 Act サミットを受けた取組の実施 ○「生命（いのち）」の安全教育の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的性教育に係る取組の実施（実施時期は未定）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の補足説明 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○学校運営協議会による協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月(強調月間)	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○教育相談(アンケートを受けて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○「生命(いのち)の安全教育」等の人権教育に関する授業 ○生徒が主体となった未然防止の取組 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○ストレスチェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○三者懇談(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○教育相談(アンケートを受けて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○校下小学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・進学時における解消の確認 ・進学に伴う情報交換など
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師による「薬物乱用防止教室」 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもほっとライン、子ども支援センターなど
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会、保護者懇談による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価 	